平成２６年（フ）第７６０号
大阪府富田林市大字新堂2172番地１
債務者　金澤　由紀
１　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３５号
堺市中区東八田345番地　東八田マンション１番館401号
債務者　阿部　和美
１　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８３８号
大阪府柏原市国分西２丁目５番41―303号
センチュリーハイツ
債務者　向井　勝信（旧姓清水）
１　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８８１号
大阪府松原市別所７丁目８番２号
債務者　杉山　治美
１　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９５号
大阪府羽曳野市野々上３丁目７番10―207号
債務者　田中　文代
１　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９０５号
大阪府河内長野市喜多町127番地の１　リバーサイド小車５棟503号
債務者　下山　和彦
１　決定年月日時　平成26年11月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
埼玉県深谷市本田423番地
債務者　吉田　純子（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成26年11月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１６号
富山県黒部市植木572番地２
債務者　山本　大輔（旧姓前木）
１　決定年月日時　平成26年11月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２６年（フ）第１５８４号
福岡市博多区博多駅前４丁目31番11号
債務者　福澤　諒介
１　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５８９号
福岡県朝倉郡筑前町依井61番地１　林荘201号、前住所福岡県朝倉郡筑前町依井61番地１林荘202号
債務者　花田　正信
１　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５９１号
福岡市早良区室見４丁目１番22―602号、前住所福岡市早良区原団地52番105号
債務者　高橋　浩二
１　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１９号
福岡県春日市天神山３丁目70番地
債務者　川村　睦美
１　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６３８号
福岡県糟屋郡須恵町町大字上須恵964番地29
債務者　黒木　洋平
１　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６４１号
福岡県春日市若葉台西６丁目125番地１　テラスハウス若葉003号
債務者　橘高　良一
１　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６７号
福岡市東区多々良１丁目11番７―406号
債務者　石川　龍夫
１　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６６８号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦３丁目12番１号リヴィエール花ヶ浦101号
債務者　石川　千晶
１　決定年月日時　平成26年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６７７号
福岡市博多区博多駅南５丁目16番17―702号
債務者　林　真由美
１　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６８２号
福岡県古賀市川原1145番地３
債務者　古川　嘉宣
１　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部